

関係各位

コンテナ一詰め輸出申告貨物に係る事前情報提供の協力依頼について

皆様には、日頃から税関行政に格別のご理解・ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

東京税関におきましては、日頃から、円滑な物流を確保するため、迅速かつ適正な輸出通関に努めているところですが、昨年10月に施行された輸出通関における保税搬入原則見直し措置によりコンテナ一詰め輸出貨物に係る運用も変更されたことを踏まえ、長期契約等に基づき恒常的に輸出貨物をコンテナに詰めた状態で輸出申告が行われるものについて、予め、当該貨物の概要や輸出申告予定等を把握することにより、より一層迅速かつ適正な輸出通関を図っていくこととしました。

つきましては、コンテナ一詰め貨物に係る輸出申告に当たり、下記のとおり皆様より事前情報提供のご協力を賜りたく、ご案内申し上げます。

記

1. 情報提供方法等

税関への情報提供は、別紙「コンテナ一詰め輸出申告貨物に係る説明書」（以下、「説明書」といいます。）2通を、申告官署の通関総括部門（輸出担当）に提出して下さい。（※ 本関窓口：業務部通関総括第4部門）

なお、税関への情報提供をお願いする対象者は、長期契約等に基づき恒常的に貨物をコンテナに詰めた状態で輸出申告を行う輸出者等であって、税関への情報提供を希望し、又は可能である輸出者等となります。

2. 説明書及び輸出申告の際の取扱い等

(1) 説明書の取扱い

通関総括部門（輸出担当）において説明書の情報内容を確認後、当該説明書に整理番号（MOU+税関官署コード+西暦下2桁+通番）及び有効期限（最高1年）を記入の上、税関欄に審査印を押印し1通を情報提供者に返付します。

提供を受けた説明書の情報は、東京税関の海上貨物を取扱う官署で共有します。

(2) 輸出申告の際の取扱い

輸出申告に際しては、税関記事欄に「説明書の整理番号」を記載して下さい。
輸出申告書類への当該説明書の添付は不要です。

3. 実施時期

上記の取扱いは、平成24年6月11日（月）から実施します。

【問合わせ先】

・業務部通関総括第4部門

電話：03-3599-6341

整理番号

コンテナ詰め輸出申告貨物に係る説明書

平成 年 月 日

東京税関長殿

輸出者 住所・氏名 (法人の場合は名称及び代表者名)

㊞

代理人 住所・氏名 (法人の場合は名称及び代表者名)

㊞

弊社が行うコンテナ詰め輸出貨物について、下記の通り説明いたします。

記

1・申告貨物に係る説明事項			
統計品目番号	品名		
申告予定官署 (複数可)			
詰込場所			
詰込者氏名又は名称			
関税法第70条該当の有無	該当 <input type="checkbox"/>	非該当 <input type="checkbox"/>	(該当法令名)
輸出貿易管理令該当の有無	該当 <input type="checkbox"/>	非該当 <input type="checkbox"/>	(該当項目)
2・輸出者に係る説明事項			
① 過去3年間に輸出に係る関税法その他関税に関する法律又は外国為替及び外国貿易法の規定により処罰されたことはありません。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	
② 過去2年間に税関の審査・検査により輸出に係る関税法その他関税に関する法律に従っていないことが発見されたこと (例: 申告外物品等) 又は法律に従っていない虞があると税関に指摘され、申告撤回をしたことはありません。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	
③ 系列企業の貨物を同一コンテナに詰め込みます。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	
④ 系列企業以外の複数輸出者に係る貨物を同一コンテナに詰め込みます。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	
3・本説明書に基づく輸出見込件数	件/年	※税関欄	
4. 内部統制・法令遵守等に係る自主的な取組状況			
※自主的な取組事項 (貨物管理・研修等) があれば記入又は資料の添付をお願いします。			

-----		※有効期限	

(注) 1 この説明書は2通提出して下さい。
 2 品名は具体的に記載 (品名が複数ある場合は任意の様式に記載) して下さい。
 3 本説明書は東京税関管内以外では使用できません。